

課 題	具体的取組	取組目標	5年間の取組成果	主な実績
			できた。	<ul style="list-style-type: none"> ル事業の実施（19年6月～） ・ドライ型ミスト装置導入サポート制度の創設、拡充（20年6月～） ・「緑の基本計画重点アクションプラン3」を策定（21年4月） ・「第2期大阪市役所温室効果ガス排出抑制等実行計画」に基づき20年度排出量の算定（21年度） ・学校運動場の芝生化の実施（17年度～） ・校舎の壁面緑化（20年度～）
3 個人情報の保護	①市が保有している個人情報の必要性の再チェック	<p>既に保有している個人情報の必要性を見直す</p> <p>(1)大阪市役所がこれまでの業務の必要上保有した個人情報について、現時点での必要性を改めてチェックし、既に必要性がなくなった個人情報を直ちに廃棄する</p> <p>(2)総務局は、各局・各区役所が現に保有する個人情報のリストの提出を局・区に求める</p> <p>(3)各局・各区役所による毎年度の点検実施と結果の報告と公表を義務付ける</p>	<p>各所属が取り扱う個人情報の点検及び所属のニーズに即した出前研修等を通じて個人情報保護に関する職員の意識啓発の取組を強化することができた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修実施回数 19年度 13回 20年度 18回 21年度 33回 22年度 50回 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の必要上保有した個人情報についての必要性を再確認及び不要情報の廃棄の点検を実施（17年6月～） ・各所属が保有する個人情報のリストを取りまとめて公表（19年7月～） ・文書主任研修等以外に各所属の実態に即した出前研修を実施（20年9月～） ・毎年度の点検実施と結果の報告と公表を実施（17年6月～）
	②委託先業者が保有する個人情報の保護対策	<p>(1)公の施設の指定管理者に対し、協定において個人情報保護の趣旨を徹底させるとともに、その趣旨が確実に履行されていることをチェックする</p> <p>(2)業務委託については、契約において定められた個人情報保護対策が実施されているか総点検する</p>	<p>指定管理者及び業務受託者に対し、契約書において個人情報保護を義務付けるとともに、その履行を確認することによって個人情報の保護に対する指導強化を徹底することができた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者に対し、協定において個人情報保護の趣旨を徹底させるとともに、事業報告によりその履行を確認することとした ・個人情報保護主任会議等において、委託業務における個人情報の管理状況についての調査を実施し、委託先事業者への指導・監督を徹底するよう要請（17年6月～） ・指定管理者に対し、個人情報保護の趣旨を徹底、履行状況をチェック（17年9月）
	③市職員自身の個人情報保護	(1)職員個人の住所や電話番号などの記載の可否、記載する際のやり方などを統一す	職員住所録の発行停止など、職員個人の住所や電話番号など個人情報の流出	・コンプライアンス委員会の助言に基づき、発行協力の見直し（18年5月）